

令和5年分  
所得税確定申告書 審査マニュアル  
【書面申告編】

令和5年12月  
東京国税局 内部事務センター化PT  
個人課税課

## 目次

1 番査マニュアルの目的 .....	1
2 番査の流れ .....	1
3 番査のポイントー共通一 .....	1
(1) 計算誤り .....	1
(2) 申告書第二表又は添付書類との不突合 .....	2
(3) 不正還付及び不適法申告書への対応 .....	2
(4) 留意事項 .....	3
4 番査のポイントー個別事例一 .....	5
(1) 番査前のバッチ構成 .....	5
(2) 番査後のバッチ構成 .....	6
(3) 番査のポイント .....	8
(4) [REDACTED] .....	10
(5) 誤り連絡せんの処理 .....	11
(6) 番査後の誤り連絡せん等の処理 .....	14
5 マイナンバーに関する番査のポイント .....	15
(1) マイナンバーに関する番査 .....	15
(2) 番号確認に関する処理 .....	16
(3) 身元確認に関する処理 .....	18
(4) 実在確認に関する処理 .....	19
6 医療費控除の番査のポイント .....	21
(1) 源泉徴収票等が添付されていない場合（原則） .....	21
(2) 源泉徴収票等が添付されている場合（例外） .....	26
7 住宅借入金等特別控除の番査のポイント .....	27
(1) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の記載内容の確認 .....	27

(2) 登記事項証明書添付省略への対応 .....	28
(3) 住宅借入金等特別控除と譲渡特例又は贈与非課税特例との重複適用の確認 .....	29
(4) 各種特例と重複適用していた場合の対応 .....	29
(5) 留意事項 .....	29
(6) 整理欄の補完記入等 .....	30
(7) 「特例適用条文等」欄の補完記入等 .....	31
(8) 添付書類等の処理 .....	31
(9) 住宅借入金の年末残高証明書の法定調書化への対応 .....	31
8 国外居住親族に係る扶養控除等の審査のポイント .....	35
(1) 申告書の表示 .....	35
(2) 添付書類の確認 .....	35
9 還付留保（解除）連絡せんの書き方 .....	39

【別添】

別添1 還付申告書チェック表（外国人用） .....	40
別添2 医療費控除の明細書に関するお知らせ .....	41
別添3 医療費控除に関するリーフレット .....	42
別添4 令和5年居住分 住宅借入金等特別控除チェック表【新築・取得】 .....	43
令和5年居住分 住宅借入金等特別控除チェック表【増改築等】 .....	44
令和5年居住分 住宅特定改修特別税額控除等のチェック表 .....	45
別添5 令和5年1月以降に非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ .....	46

## 1 審査マニュアルの目的

ポイントを押さえた審査を実施することにより、審査事務の一層の効率化を図る。

## 2 審査の流れ

- (1) 審査前に行うべき確認作業（P5.4(1)「審査前のバッチ構成」参照）を的確に行う。
- (2) 誤り連絡せん、添付書類等を基に審査を実施する。
- (3) 審査の結果に応じ、「還付留保（解除）連絡せん」を作成する。
- (4) 審査後の申告書を整理する（P6.4(2)「審査後のバッチ構成」参照）。

## 3 審査のポイントー共通ー

### (1) 計算誤り

申告書上の計算誤りがある場合は、KSKシステムの判定により「誤り連絡せん」が出力されるので、審査担当者は、基本的に電卓を使用して税額等の再計算を行う必要はない。ただし、次の場合においては、システム上判定ができないため、確認・検算が必要となるので注意する。

確認項目	確認方法

(2) 申告書第二表又は添付書類との不整合

イ

ロ

ハ

(3) 不正還付及び不適法申告書への対応

申告納税制度を悪用して不正に還付金を詐取しようとする不正還付申告

や、税法に定めのない控除等を適用した不適法申告については、的確かつ速やかに対応する。

なお、誤り連絡せんの誤り表示 ■ 及び ■ が出力された申告書の審査に当たっては、P10. 4(4)「■」を参照し、内容に応じて事後（期中）処理対象とする。

【参考資料】

(4) 留意事項

イ 令和3年7月より、法務省の「登記事項証明書の添付省略に係る登記情報連携システム」（以下「連携システム」という。）を参照することにより、不動産登記情報を入手又は参照することができるようになったことから、住宅借入等特別控除の審査の際に登記事項証明書の原本又は写しが添付されていない場合は、P28. 7(2)「登記事項証明書添付省略への対応」を参照し、適切に対応する。

ロ 令和2年分確定申告から医療費控除の経過措置が終了し、医療費控除の明細書の添付が必要となったが、領収書の添付はあるものの明細書の添付がない申告書が提出された場合は、P24. 6(1)ロ(ロ)「領収書のみ添付がある場合」を参照し、適切に対応する。

ハ 平成31年4月1日以後、過年分を含めた全ての所得税及び復興特別所得税の確定申告書及び修正申告書（以下「申告書」という。）の提出の際、次の①～⑧に掲げる書類の添付又は提示が不要とされたため、単に源泉徴収票等が添付されていないことをもって事後（期中）処理としない。

- ① 給与所得、退職所得及び公的年金等の源泉徴収票
- ② オープン型証券投資信託の収益の分配の支払通知書
- ③ 配当等とみなす金額に関する支払通知書
- ④ 上場株式配当等の支払通知書
- ⑤ 特定口座年間取引報告書
- ⑥ 未成年者口座等につき契約不履行等事由が生じた場合の報告書

⑦ 特定割引債の償還金の支払通知書

⑧ 相続財産に係る譲渡所得の課税の特例を適用する際の相続税額等を記載した書類

ニ KSKシステム及び共通番号管理システムの稼働時間（8：15～17：30）に注意する。

ホ 住宅借入金等特別控除については、譲渡特例又は住宅取得資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税の特例（以下「贈与非課税特例」という。）との重複適用の確認を行う必要があることに留意する（P29. 7(3)「住宅借入金等特別控除と譲渡特例又は贈与非課税特例との重複適用の確認」を参照）。

ヘ 誤り連絡せんは、申告書に計算誤りがある場合のみ出力されるのではなく、損失金額の確認等、注意喚起を目的として出力される場合もあるため、確認すべき事項が確認でき次第速やかに処理を進める。

　なお、バッチに誤り連絡せんの添付がない場合、バッチ処理状況確認表で誤り連絡せんの出力の有無を確認する。

ト 事後（期中）処理対象とすべきかどうか判断がつかない場合は、必ず他の職員と協議するなどして判断することとし、自己の判断のみで安易に事後（期中）処理対象としない。

チ 事後（期中）処理対象とした事案については、誤りが1か所とは限らないため、確認すべき点は全て確認し、事後（期中）処理担当者がいわゆる「二次審査」を行うことがないよう、審査担当者が責任を持って審査する。

リ 外国人納税者については、区分に応じて添付書類が異なるので、注意する。

※ 後述のP35. 8「国外居住親族に係る扶養控除等の審査のポイント」を併せて参照する。

ヌ 添付書類の中に口座振替依頼書や各種届出書など、早急に他部門への回付を要するものが含まれている場合は、速やかに関係部門へ回付する。

【留意事項： [REDACTED]】

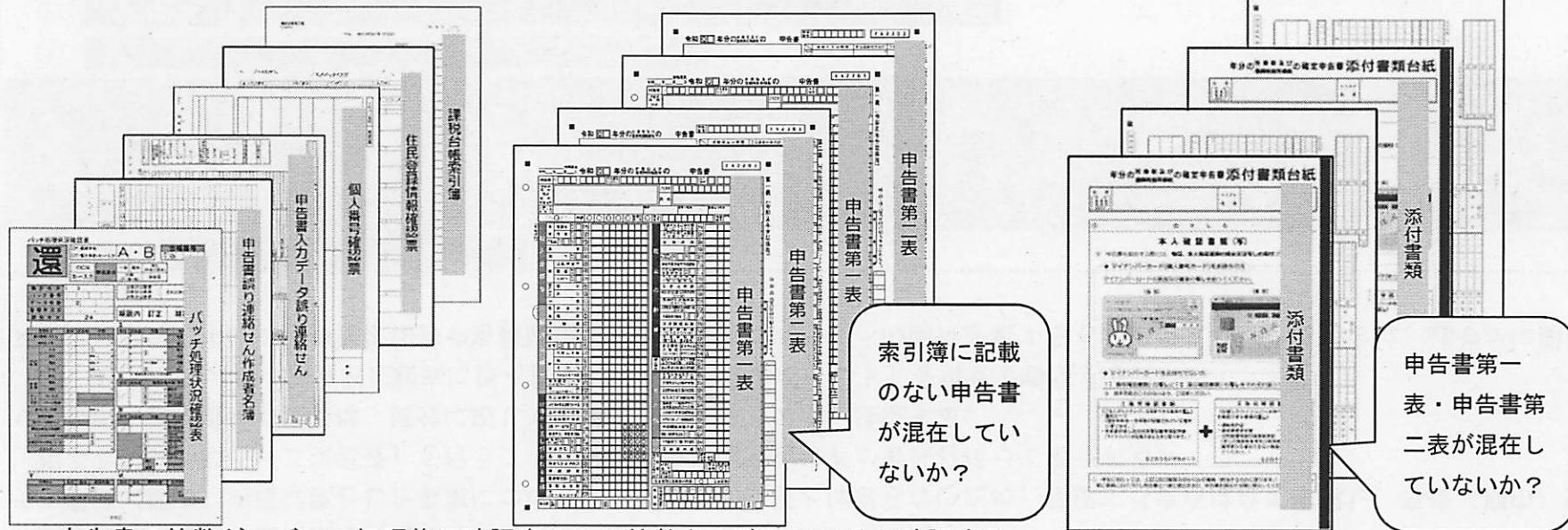
① [REDACTED]

② [REDACTED]

#### 4 審査のポイント一覧別事例一

##### (1) 審査前のバッチ構成

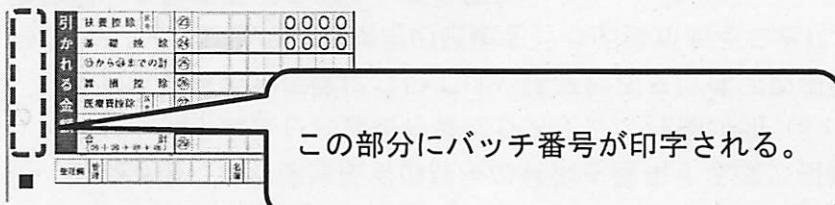
イ 審査前のバッチ構成（決算書等がない場合もある）。



□ 申告書の件数が、バッチ処理状況確認表のⅡの件数と一致しているか確認する。

II			
日付	担当者	件数	処理区分
3/10	管	③ 25	管運(回付入力) 管入(受付入力)
/	管		

ハ 申告書左下の部分にバッチ番号の印字のない申告書がないか確認する（審査過程で確認することも可）。



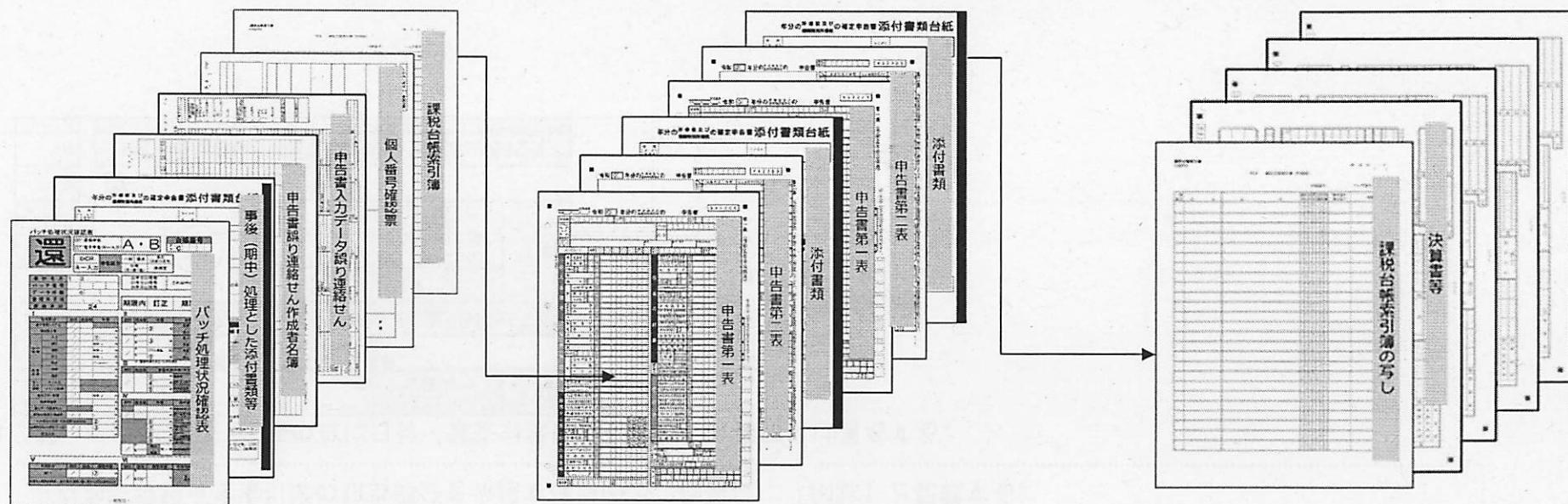
**【留意事項】**

申告書左下部にバッチ番号の印字のない申告書は未入力（課税台帳索引簿に当該納税者が出力されていない）であるため、当該申告書一式をバッチから引き抜き、付箋に未入力であることを表示するなどして確実に管理運営部門又はセンターに回付する。

**(2) 審査後のバッチ構成**

**イ 審査後に申告書等を合体する。**

事後（期中）処理対象とした事案の添付書類については、還付留保（解除）連絡せん及び誤り連絡せんと合わせて、1件別にクリアファイルに入れてバッチの上部に抜き出す。



【留意事項】

「年分誤り」、「他署分」、「申告区分誤り」、「分類区分誤り」などの申告書があった場合は、バッチから削除する必要があるため、該当の申告書等の一式をバッチから引き抜き、削除理由を記載した付箋を申告書に貼付するなど、削除を要する申告書であることを表示した上で、事後(期中)事案と同様バッチの上部に抜き出す。

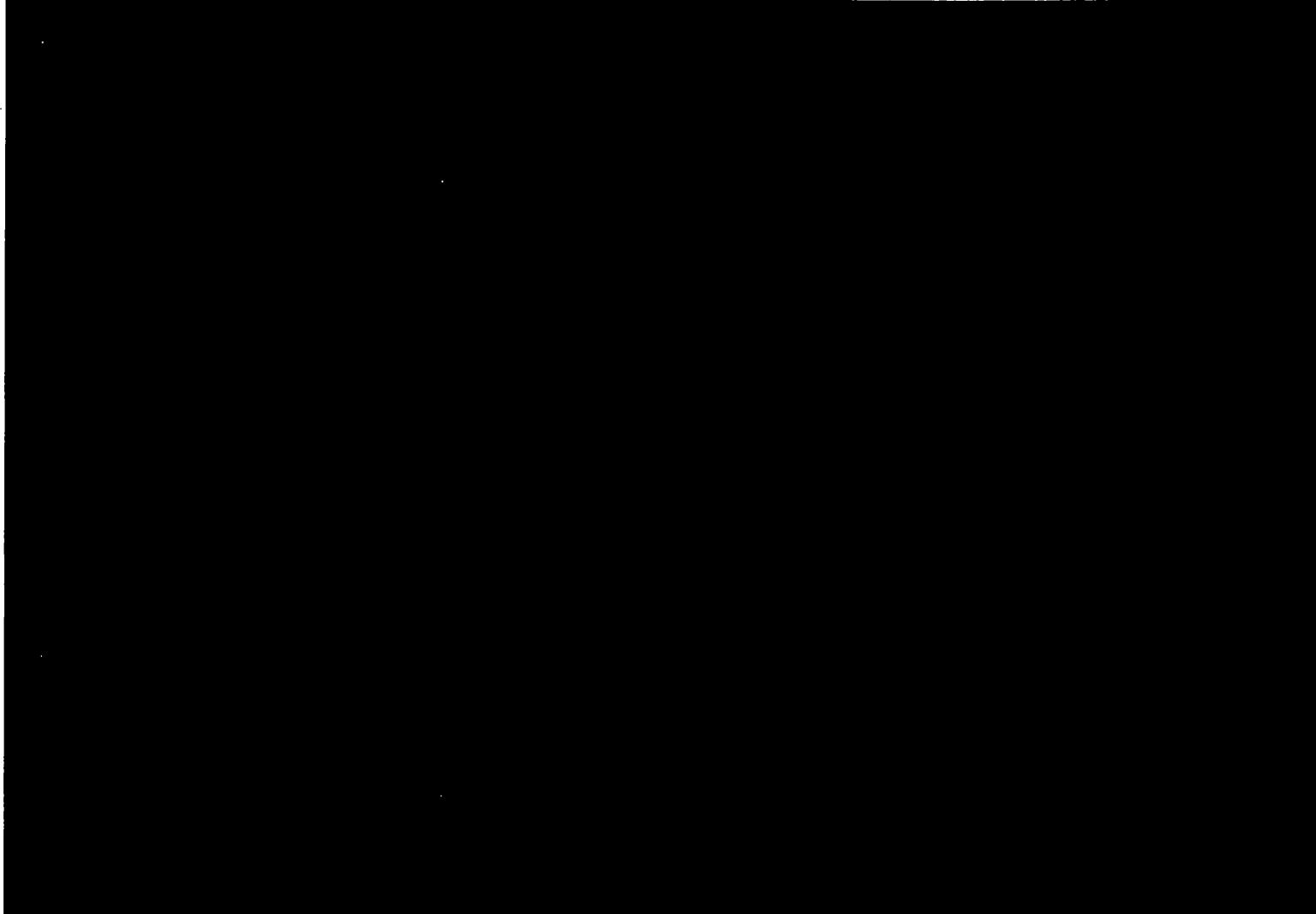
なお、課税台帳索引簿の該当部分を赤線で抹消の上、摘要欄に「削除」と記載する。

- バッチ処理状況確認表のⅢに日付・審査対象件数を記載し、押印又は署名する。

件	係	(3)	件	個人	
件	※譲渡所得のあるバッチの場合				
件	日付	担当者	審査対象件数(索引件数)		
件	3 14	印	(3) 25	件	審査等
件			(4) 0	件	削除(区分誤り等) 直前の削除表示を行う。
件			(5) 2	件	期中処理等 (直付差控のみ引抜)
件	IV				
件	日付	担当者	件数	回付担当者処理	
件					

### (3) 審査のポイント

申告内容に計算誤りがある場合には KSK システムの自動計算により「誤り連絡せん」が出力されるため、申告書の内容を全体的に検算する必要はないことから、次ページの事項にポイントをおいて審査する。



- ①
- ②
- ③
- \*
- ④
- ⑤
- ⑥

【留意事項】

- ①
- ②
- ③

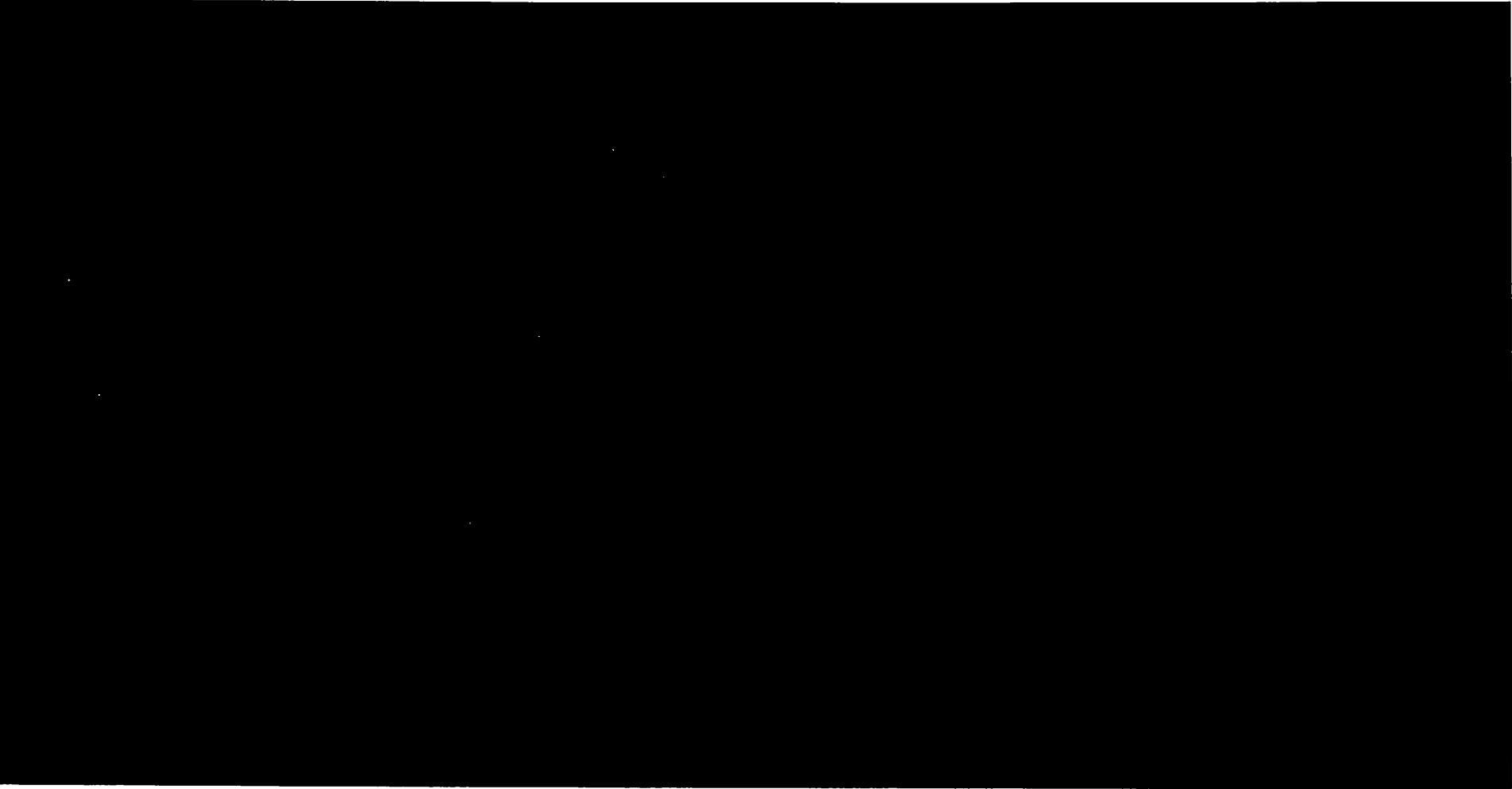
(4) [REDACTED]



(5) 誤り連絡せんの処理



①



【留意事項】

1

2

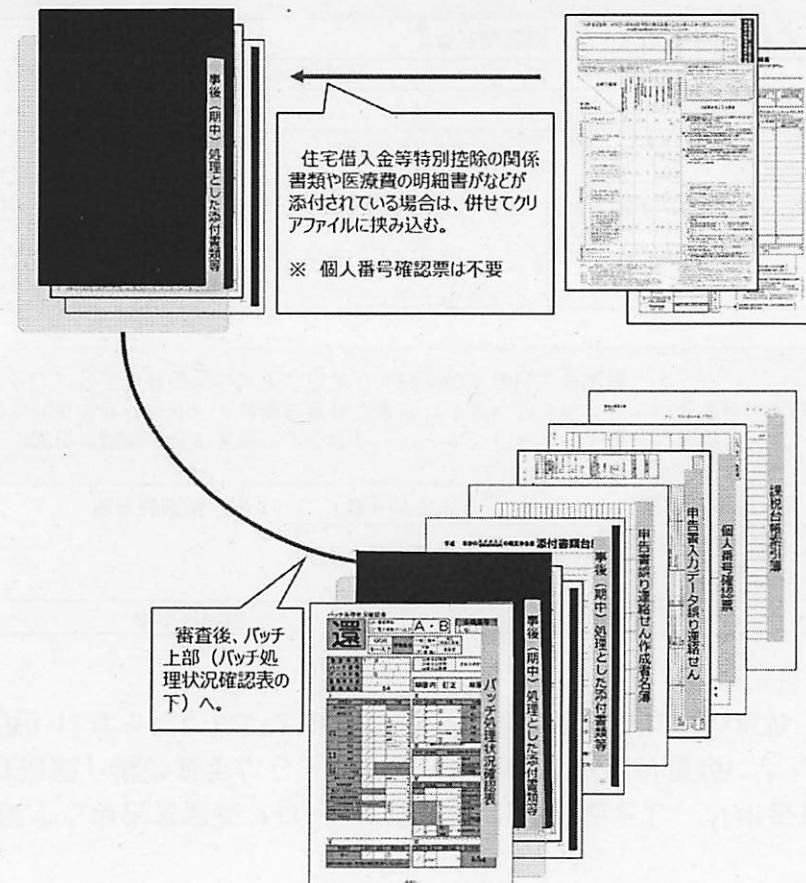
3

②

③

## (6) 審査後の誤り連絡せん等の処理

おって、申告書の厳格な管理の観点から、申告書原本は抜き出さないことに留意する。

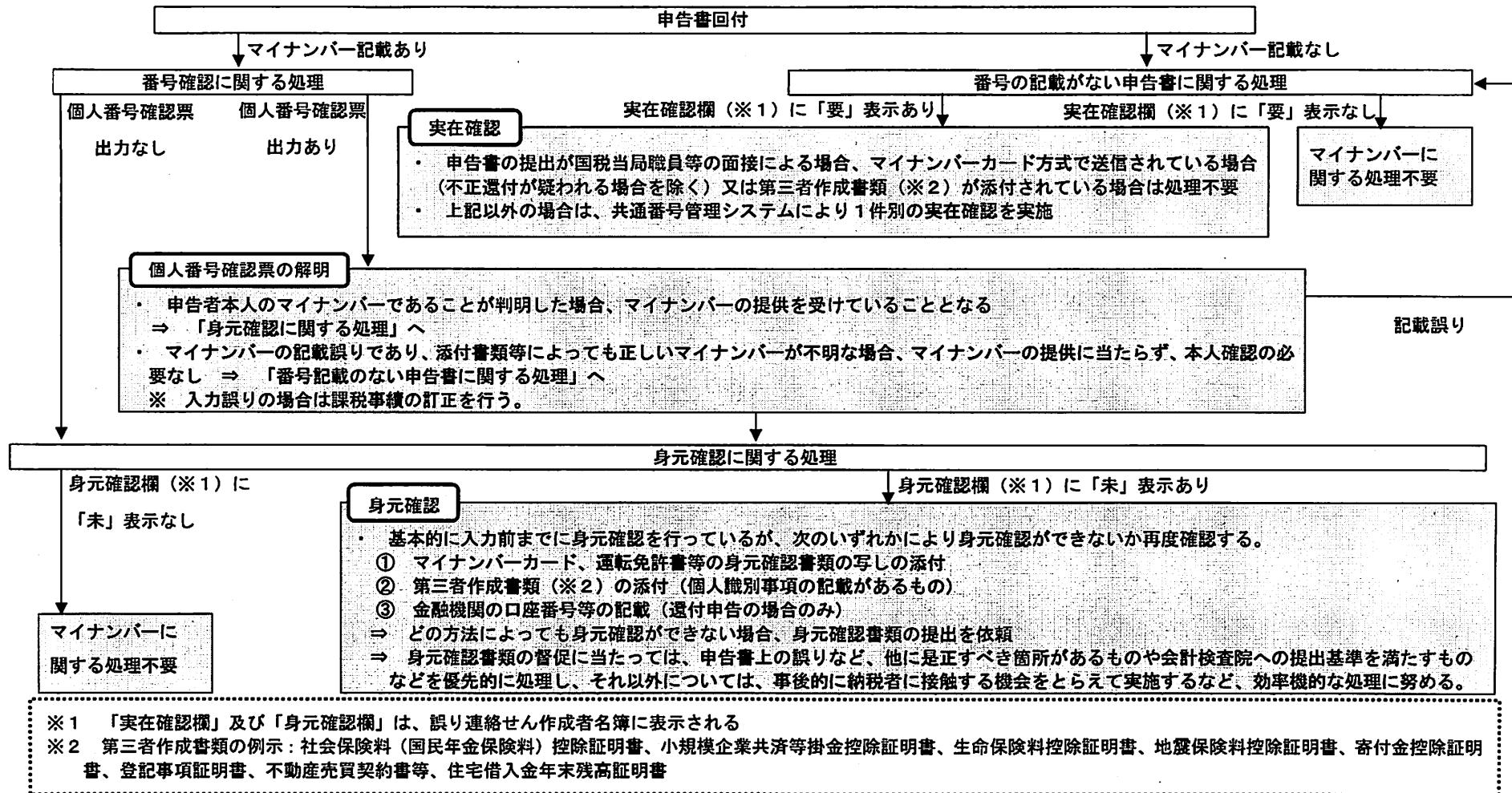


## 5 マイナンバーに関する審査のポイント

### (1) マイナンバーに関する審査

審査に当たっては、次の「マイナンバーに関する申告書審査フロー」に基づき行うこととし、「申告書誤り連絡せん作成者名簿」の「番号確認」欄、「身元確認」欄及び「実在確認」欄の表示から、個人番号確認票及び添付書類により行う。  
なお、番号確認が「正当」、身元確認が「済」になっていないと公金口座の利用が認められないため、必ず確認する。

### ○ マイナンバーに関する申告書審査フロー



## (2) 番号確認に関する処理

「申告書誤り連絡せん作成者名簿」の「番号確認」欄に「E」表示があるものについて「個人番号確認票」が出力される。「個人番号確認票」に表示された「誤り表示」を確認し、次ページ「個人番号確認票の誤り表示とエラー内容」を参考にKS K納税者管理情報と住民登録情報を照合の上、「個人番号確認票」の下部の「確認結果」欄の「正当・エラー」のうち、該当する項目を「○」で囲む。

確認結果が「正当」の場合は、「申告書誤り連絡せん作成者名簿」の「番号確認」欄の「E」表示を抹消して「正」と記載し、「エラー」の場合は、「E」を「○」で囲む。

なお、OCRの誤読などマイナンバーの入力誤りの場合は、記載個人番号（又は補完個人番号）及び番号確認の訂正処理が必要となることから、申告書誤り連絡せん作成者名簿の「番号確認」欄の「E」表示を抹消して「訂」と記載するとともに、「個人番号確認票」の「確認結果」欄の左余白に「要訂正」と記載する。

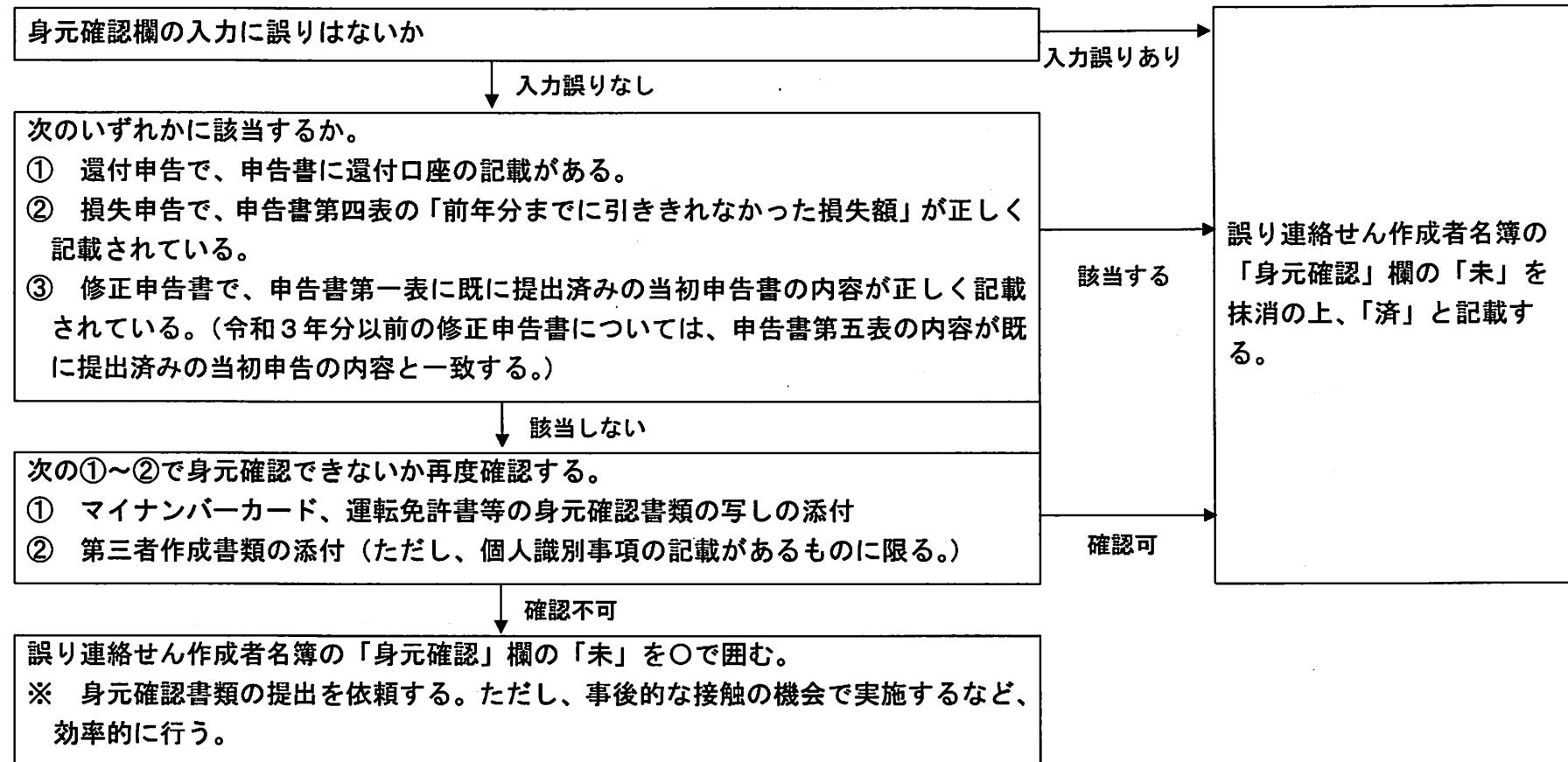
【個人番号確認票の誤り表示とエラー内容】

誤り表示 エラーコード	エラー内容 エラーメッセージ	個人番号確認票の確認結果の記載等	
0101	問い合わせ個人番号は住民登録情報に存在しません。	住基ネットに問い合わせを行った結果、存在しないマイナンバーである場合に表示される。入力誤りでなければ、マイナンバーの記載誤り。	
0191	問い合わせ個人番号は存在しません。	マイナンバーを構成する検査用数字のチェックの結果、存在しない番号である場合に表示される。入力誤りでなければ、マイナンバーの記載誤り。	
0201	カナ氏名又は生年月日が一致しません。住民登録情報が本人のものであるか確認してください。	カナ氏名又は生年月日が、システムによる突合の結果、不突合となつた場合に表示される。漢字氏名や住所等を総合勘案して、申告名義人のマイナンバーであるか判断する。	
0203	個人番号が変更されており、問い合わせ個人番号は最新ではありません。住民登録情報が本人のものであるか確認してください。	申告書に記載されたマイナンバーが最新でなく、システムによる突合ができなかった場合に表示される。(カナ・漢字) 氏名、生年月日や住所等を総合勘案して、申告名義人のマイナンバーであるか判断する。 整理番号に旧マイナンバーが関連付いており、還付審査済入力等で「番号確認=正当」と登録した場合には、自動で最新のマイナンバーに更新される。	申告書に記載されたマイナンバーが申告名義人のものである場合は、「確認結果」欄の「正当」を丸で囲む。 それ以外は、「確認結果」欄の「エラー」を「○」で囲む。

マイナンバーの記載誤りで、添付書類によっても正しいマイナンバーが分からぬ場合は、マイナンバーの記載がない申告書として取り扱う。

### (3) 身元確認に関する処理

「身元確認」欄に「未」と表示があるものについて、次のとおり処理する。



#### (4) 実在確認に関する処理

「申告書誤り連絡せん作成者名簿」の「実在確認」欄に「要」が表示された申告書について、次のとおり処理し、統括官等（統括官等が指名した者を含む。）が実施状況の確認を行う。

なお、実在確認の結果に係る記載方法及び統括官等による実施状況の確認方法については、署の実情に応じて、適宜の方法で実施して差し支えない。

実在確認結果	処理方法
実在確認が推認できるため、特段の処理は不要	
申告書の提出が国税当局職員又は地方公共団体職員の面接による場合	
マイナンバーカード方式で送信されている場合 (不正還付が疑われる場合を除く。)	「実在確認」欄に、省略理由を簡記する。
第三者作成書類が添付されている場合	
上記以外の場合、共通番号管理システムの「共通番号検索・照会（個人）」から1件別に住民登録情報の照会を行い、申告名義人の実在確認を行う。※	
実在確認ができた場合	「実在確認」欄の「要」の右余白に「OK」と記載する。
実在確認ができない場合	「実在確認」欄の「要」の右余白に「NG」と記載する。 申告書については、還付留保とした上で身元確認書類の提出を依頼する。

※ 審査に使用できるパソコン台数及び共通番号管理システムの稼働時間が8:15～17:30であることを考慮し、審査時に実施せず、「審査済入力」の担当者が一括して行うなど、各署の実情に応じ、効率的な実施方法についても検討する。

#### 【申告書誤り連絡せん作成者名簿と個人番号確認票（所得税）の記載例】

個人番号確認票（所得税）		
登録年分	平成 年分	
バッチ番号/→追加番号		
会員番号/→追加番号		
登録番号		
記載個人番号		
確定個人番号		
角番号		
番号表示		
KS Kの扶養管理欄		
個人番号		
カナ氏名		
漢字氏名		
性別 空年月日		
住所		
固有		
個人扶養栏（横書）		
要訂正		
確定済み 署名・捺印		

## 6 医療費控除の審査のポイント

### (1) 源泉徴収票等が添付されていない場合（原則）



- イ [REDACTED]
- ① [REDACTED]
- ② [REDACTED]
- ③ [REDACTED]
- ④ [REDACTED]

【留意事項】

- 1 [REDACTED]
- 2 [REDACTED]
- 3 [REDACTED]

□ 医療費控除の明細書、医療費通知、領収書等の有無を確認する。

(イ) 医療費控除の明細書、医療費通知の添付がある場合



(口) 領収書のみ添付がある場合

以下の区分に応じて、必ず還付留保（解除）連絡せんを作成する。

A [REDACTED]

(A) [REDACTED]

(B) [REDACTED]

(C) [REDACTED]

※ [REDACTED]

別添2「医療費控除の明細書に関するお知らせ」及び

別添3「医療費明細書に関するリーフレット」を送付する。

《ポイント》

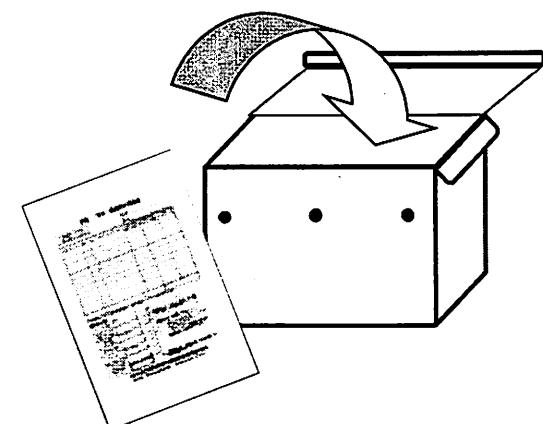
- 保管箱に入る際には、医療費の領収書以外のもの（返送用の封筒、申告書の控え、源泉徴収票等）がないか必ず確認する。
- 領収書の袋に住所氏名の記載がない場合は、補完記入する。

医療費領収書等保管箱用整理票

3

中古車基地1-1-1  
姓 名 33811989  
固税 太郎

申告書第二表



B [REDACTED]

(A) [REDACTED]

(B) [REDACTED]

※ [REDACTED]

(ハ) 医療費控除の明細書及び領収書の添付がある場合

上記(イ)のとおり医療費控除の明細書と申告書の金額の確認を行い、領収書は 上記(ロ)の《ポイント》を確認した上で取り外す。

なお、医療費控除の明細書が領収書を入れた袋に糊付けされているなど、一体となっており、容易に分離できない場合は、明細書ごと領収書を取り外す（医療費控除の明細書のコピーの作成又は領収書を別の袋に入れ替える等の作業は必要ない。）。

《ポイント》

【 [REDACTED]】

① [REDACTED]

(注) [REDACTED]

② [REDACTED]

(2) 源泉徴収票等が添付されている場合（例外）

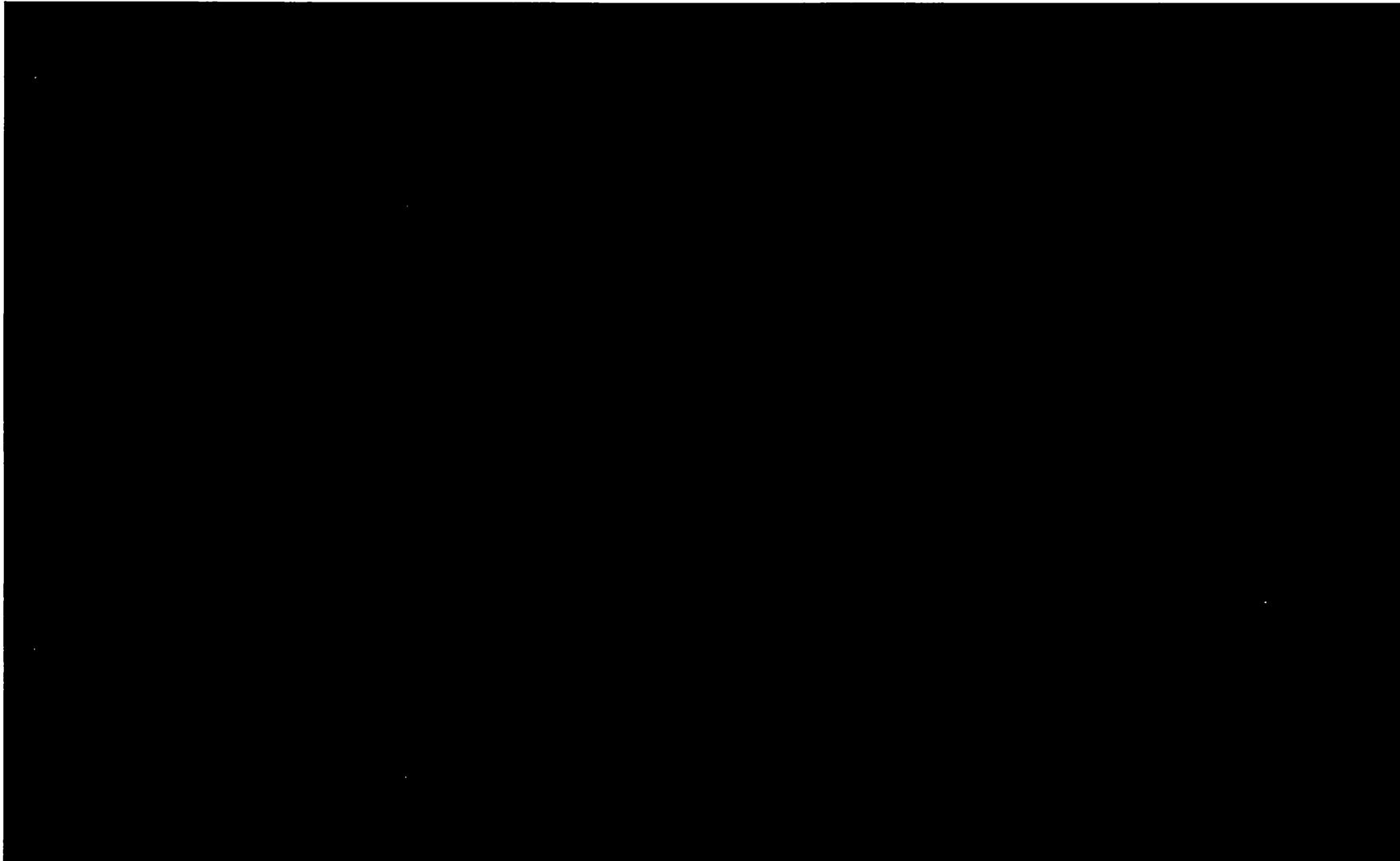
源泉徴収票等と申告書の記載内容が一致するかを確認する。



## 7 住宅借入金等特別控除の審査のポイント

### (1) 住宅借入金等特別控除額の計算明細書の記載内容の確認

住宅借入金等特別控除各項目が正しく記載又は転記されているか確認を行う。



(2) 登記事項証明書添付省略への対応

イ

ロ

(イ)

(ロ)

A

B

C

【留意事項】

1

2

(3) 住宅借入金等特別控除と譲渡特例又は贈与非課税特例との重複適用の確認

イ 譲渡特例との重複適用の確認

(イ) 同一年分で重複適用している場合

誤り連絡せん（コード [REDACTED]）が出力されるため、申告書第三表の「特例適用条文」欄等を確認し、審査を行う。



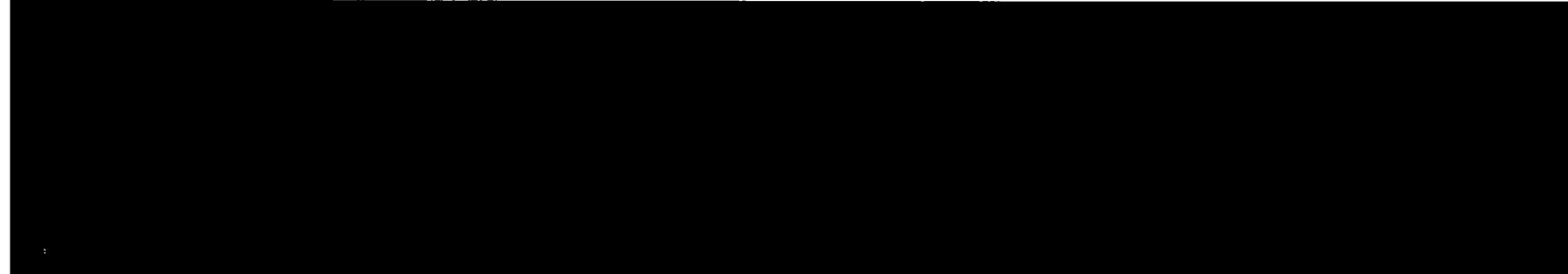
※ 同一年分の重複適用

令和5年分に譲渡特例を適用し、同年分で住宅借入金等特別控除を適用している場合など

(ロ) 同一でない年分で重複適用している場合

誤り連絡せん（コード [REDACTED]）を確認し、審査を行う。

口 贈与非課税特例との重複適用の確認



(4) 各種特例と重複適用していた場合の対応

イ [REDACTED]

ロ [REDACTED]

(5) 留意事項

イ 過年分の申告の場合においても、同様に審査を行う。



1

## (6) 整理欄の補完記入等

なお、計算誤り等がある場合は、計算明細書に正当額を黒鉛筆で補完記入する（確認の際の「チェック」については、赤鉛筆を使用するなど、OCRの読み取り誤りを防止する。）。

また、添付書類を確認し、提出がある場合には「整理欄」の該当箇所に「1」を補完記入し、事後（期中）処理対象とする場合は「仮」欄に「1」と補完記入する。

おって、住宅借入金特別控除適用者には、控除証明書を送付するが、令和元年分の様式改訂により控除証明書の交付の要否を記載する欄が「控除証明書の交付を要しない場合」に変更となったため、本欄に「○」を補完記入すると納税者に控除証明書が送付されないことから、審査時に誤って補完記入することがないよう注意する。

※ 整理欄の記載については、P32.「【留意事項】」の「7」を参照する。

(7) 「特例適用条文等」欄の補完記入等

申告書第二表「特例適用条文等」欄の居住開始年月日の記載を確認し、記載がなければ補完記入するとともに、審査担当者印を押印又は署名する。

特例適用 条文等	令和5年10月22日居住開始	印	生命保険料
-------------	----------------	---	-------

(8) 添付書類等の処理

計算明細書、住宅借入金等特別控除に係る添付書類及び住民登録情報確認票等をまとめて専用封筒へ入れ、所定の箱に別途保管する。

なお、専用封筒に住所・氏名・整理番号の記載がない場合は、補完記入する。

おって、専用封筒が作成されていない場合には、添付書類の散逸防止等のために、審査担当者が確実に作成する。事後（期中）処理対象とする場合は、連絡せんと合わせ、バッチ上部へ引き抜く。

		整理番号	0,1,2,3,4,5,6,7	（特定増改築等）住宅借入金等特別控除関係書類用封筒
(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の関係書類はこの封筒に入れて提出してください。 (申告書などは入れないでください)				
住所	○○市△△町×-××-×	別名	コクゼイ ハナコ	
別名	コクゼイ タロウ	氏名	国税 花子	
氏名	国税 太郎	別名	申告の有無	
		氏名	有・無	
住宅の取得等の区分により必要な書類が異なります。		《提出の前にご確認ください！》		

(9) 住宅借入金の年末残高証明書の法定調書化への対応

令和4年度税制改正において、居住年が令和5年1月1日以後の者については、金融機関等が税務署に「年末残高調書」を提出し、税務署から納税者へ「年末残高情報」を提供する方式（以下、「調書方式」という。）に変更する改正が行われたが、システム改修等の経過措置をすべての金融機関に適用し、令和6年1月1日以後居住開始の者について、対応が完了した金融機関等から、順次、調書方式に移行することとなっている。

**【留意事項】**

- 1 審査に当たっては、「住宅借入金等特別控除チェック表」(別添4)を活用して、的確かつ効率的に行う。
- 2 複数年分の申告書を提出している者の住宅借入金等特別控除に係る添付書類については、最新年分の計算明細書と合わせて専用封筒に入れることとするが、借入金の年末残高等証明書については、各年分の書類が必要であるため、各年分の計算明細書に添付する。
- 3 [REDACTED]
- 4 計算明細書(住民税用)は取り外し、別途保管の上、地方団体へ回付する。
- 5 計算明細書(控用)がある場合は取り外し、別途保管する。
- 6 認定住宅新築等特別税額控除などの税額控除の計算明細書は、申告書とともに編てつするため取り外さない。
- 7 P32.「【各整理欄について】」を参考に、該当箇所に「1」を記載する。

整理欄	[REDACTED]	登記	1	1	1	1	1	1	1	認定	新築	[REDACTED]	復	A	B	C	
	住民				台帳番号 ・連番号												

- 8 住宅の新築等が特例取得かつ新型コロナウイルス感染症等の影響による入居遅延に該当し、13年間の控除の適用を受ける場合及び中古住宅を購入し、新型コロナウイルス感染症等の影響により購入の日から6か月以内に入居できなかった場合の特例措置に該当する場合には、「入居時期に関する申告書兼証明書」の添付が必要となることに留意する(税務署整理欄の補完は不要)。
- 9 再居住の住宅借入金等特別控除の適用(再居住)がある者については、翌年度以降の住宅借入金等特別控除証明書の送付を行うことからデータ入力漏れのないよう留意する(計算明細書二面「再び居住の用に供したことに係る事項」要確認)。

(再び居住の用に供したことに係る事項)

転居年月日	年 月 日	再居住開始年月日	年 月 日
本住の間に併せていない 既往の家屋の用途	<input type="checkbox"/> 賃貸の用 <input type="checkbox"/> 空家 <input type="checkbox"/> その他( )	年 月 日～ 年 月 日	
その家屋に係る(特定 増改築等)住宅借入金 等特別控除の適用	<input type="checkbox"/> 再び居住の用に供した場合の再適用 再び居住の用に供したことにより、 (特定増改築等)住宅借入 金等特別控除の適用額を受ける	<input type="checkbox"/> 再び居住の用に供した場合の適用 再び居住の用に供したことにより、 初めてその家屋に係る(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除の適用を受ける	

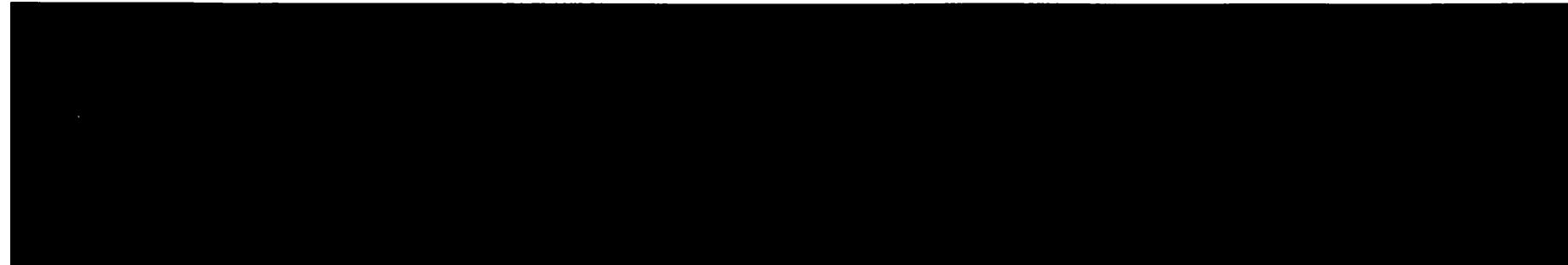
【各整理欄について】

欄	区分	分
登家	家屋の登記事項証明書 ※ 家屋番号又は不動産番号の記載のみの場合、補完記入を要しない。	
登土	敷地の登記事項証明書 ※ 地番又は不動産番号の記載のみの場合、補完記入を要しない。	
契家	請負契約書や売買契約書などで家屋の取得年月日・床面積・取得価額を明らかにする書類又はその写し	
契土	請負契約書や売買契約書などで敷地の取得年月日・床面積・取得価額を明らかにする書類又はその写し	
残	金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る年末残高等証明書」	
確	賦税債務が債務の継承に関する契約に基づく債務である場合にはその債務の継承に関する契約書の写し	
証	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 中古住宅の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中古住宅の取得に係る地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合する場合に建築士等から交付を受けた耐震基準適合証明書等</li> </ul> </li> <li>○ 増改築等の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 建築確認済書の写し若しくは検査済証の写し又はこれらの工事に該当する旨を称する書類として建築士から交付を受けた増改築等工事証明書</li> </ul> </li> </ul>	

欄	区分
認定	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 認定長期優良住宅の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋に係る長期優良住宅建築等計画等の認定通知書(長期優良住宅建築等計画等の変更の認定を受けた場合には、変更通知書)の写し及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定長期優良住宅建築証明書(※家屋に係る長期優良住宅建築等計画等の認定通知書の区分が既存である場合は当該認定通知書の写しのみ)</li> </ul> </li> <li>○ 低炭素建築物の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家屋に係る低炭素建築物新築等計画の認定通知書(低炭素建築物新築等計画の変更の認定を受けた場合には、変更通知書)の写し、及び住宅用家屋証明書若しくはその写し又は認定低炭素住宅建築証明書</li> </ul> </li> <li>○ 低炭素建築物とみなされる特定建築物の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定建築物用の住宅用家屋証明書</li> </ul> </li> <li>○ 特定エネルギー消費性能向上住宅の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅(断熱等性能等級5以上及び一次エネルギー消費量等級6以上の住宅)に係る建築士等の住宅省エネルギー性能証明書又は及び登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書</li> </ul> </li> <li>○ エネルギー消費性能向上住宅の場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・ エネルギーの使用の合理化に資する住宅(断熱等性能等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上の住宅)に係る建築士等の住宅省エネルギー性能証明書又は及び登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書</li> </ul> </li> </ul>
付	(付表)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書 (注)「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」のうち、帳票IDが「F A 4 0 2 2」のものに対応するものに限る。
仮	添付書類漏れ及び計算誤り等により事後処理対象とし、証明書の発行を見合わせるもの。
A	従前家屋等又は従前住宅に係る被害の状況等を証する書類(り災証明書)(その写しを含む)
B	従前家屋等又は従前住宅に係る登記事項証明書(滅失した家屋については閉鎖登記記録に係る登記事項証明書)
C	住民票の写し(「その被害を受けた時及びその後におけるその者の住所を明らかにするもの」に係る住民票の写しに限る)

## 8 国外居住親族に係る扶養控除等の審査のポイント

### (1) 申告書の表示



### (2) 添付書類の確認

国外居住親族を配偶者控除又は扶養控除として適用するためには、確定申告の際に非居住者である親族の年齢等の区分によって、次の書類を提出又は提示するか、給与等の年末調整の際に源泉徴収義務者に提出又は提示する必要がある。

なお、申告指導の際に書類の提示を受け、内容を確認した場合は、指導担当者が確認を行った旨を適宜の方法で明示する。

(参考)

「令和5年1月以降に非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ」（別添5）

#### イ 親族関係書類

「戸籍の附票の写し（日本国または地方団体が発行した書類）」及び「国外居住親族のパスポート【写し】

又は

「外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限る。）」

**【留意事項】**

- ・ 親族関係書類は、「パスポートの写し」を除き、原本の提出又は提示が必要。
- ・ 「外国政府等が発行した書類」とは、例えば次のような書類をいう。  
※ 外国政府等には外国の地方団体を含む。

- ① 戸籍謄本
- ② 出生証明書
- ③ 婚姻証明書 など

**□ 留学ビザ等書類**

「外国政府等が発行した外国における査証（ビザ）に類する書類【写し】  
又は

「外国政府等が発行した外国における在留カードに相当する書類【写し】

**ハ 送金関係書類**

「金融機関が発行した書類又はその写しで、国外扶養親族に支払をしたことを明らかにする書類」  
又は

「クレジットカード発行会社が発行した書類又はその写しで、国外扶養親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカード  
を利用して商品の購入や役務提供を受けたことに対する支払をしたことにより、その代金に相当する額の金銭をあなたから受領  
することとなることを明らかにする書類。」

**【留意事項】**

- ・ いずれの書類も、写し（コピー）の提出が可能。
- ・ 送金関係書類は、例えば次のようなものをいう。
  - ① 外国送金依頼書の控え（その年において送金したもの）
  - ② クレジットカードの利用明細書（利用日の年分のもの）

※ 国外居住親族が使用するために発行されたカードで、その利用代金を本人が支払う、いわゆる「家族カード」をいう。  
ただし、国外居住親族が複数いる場合は、各人について必要。

**二 38万円送金書類**

「送金関係書類について、各人へその年における支払金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類。」

**(3) 審査手順**

審査に当たっては、「還付申告書チェック表（外国人用）」（別添1）を活用の上で、確実に行う。

なお、添付書類の確認後の後続の処理については、以下のとおり行う。

イ

(イ)

(ロ)

(ハ)

ロ

(イ)

(四)

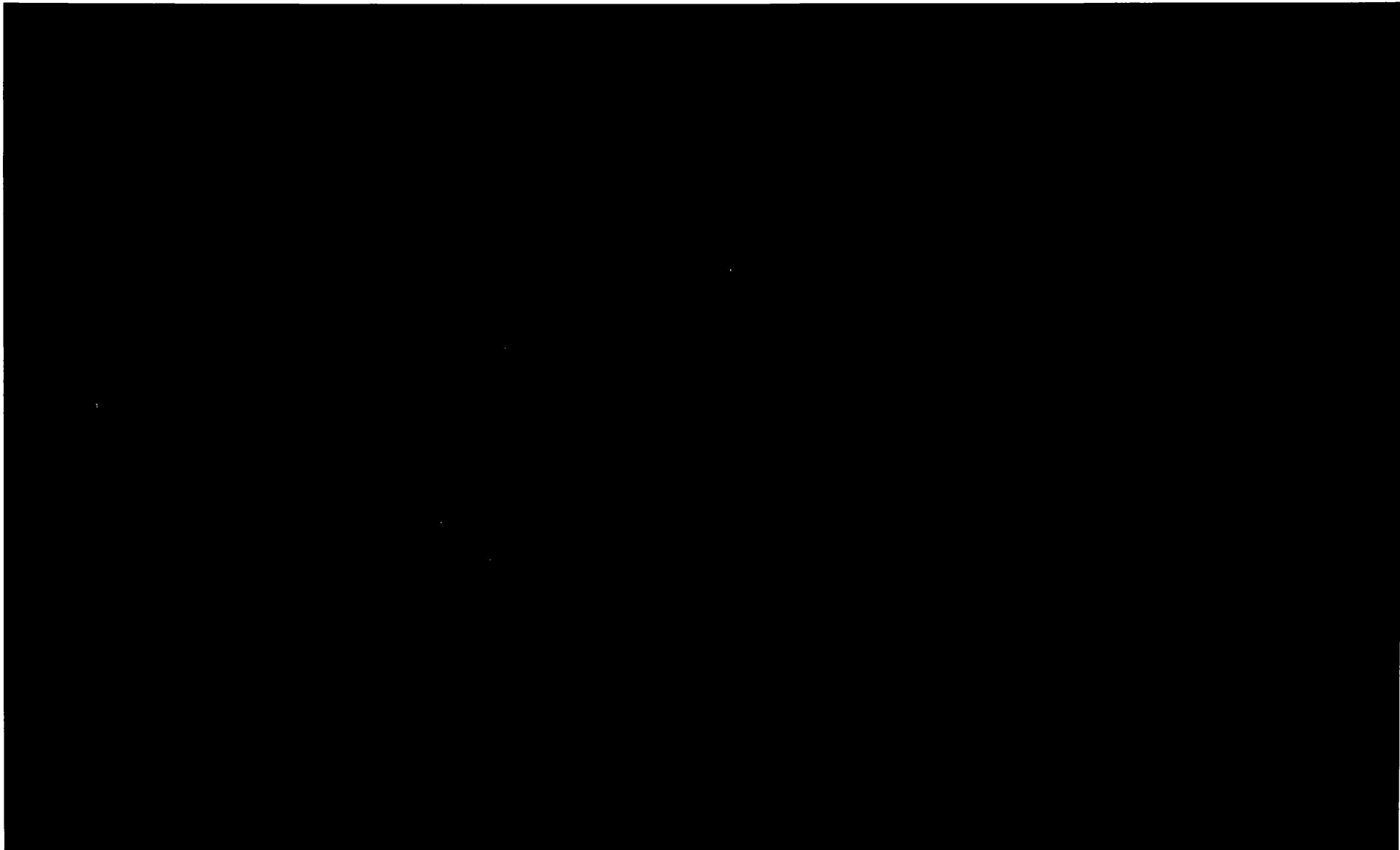
A

B

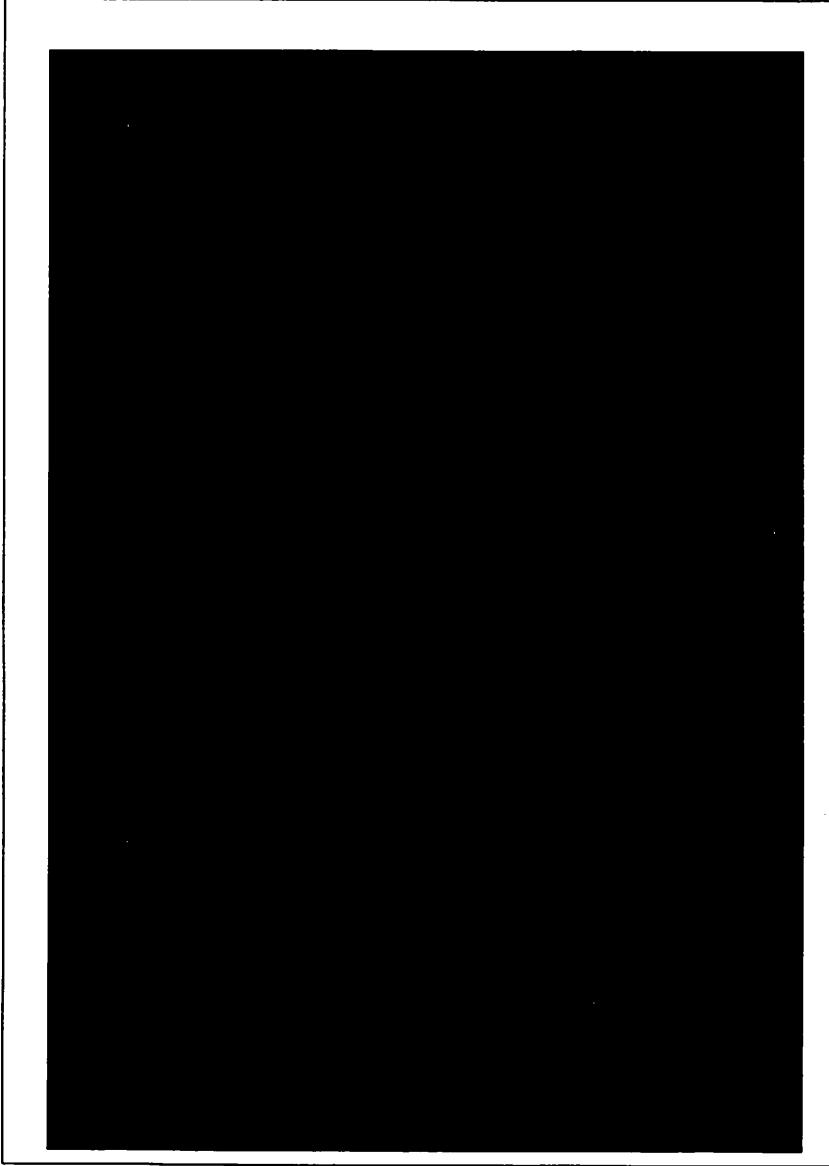
C

【留意事項】

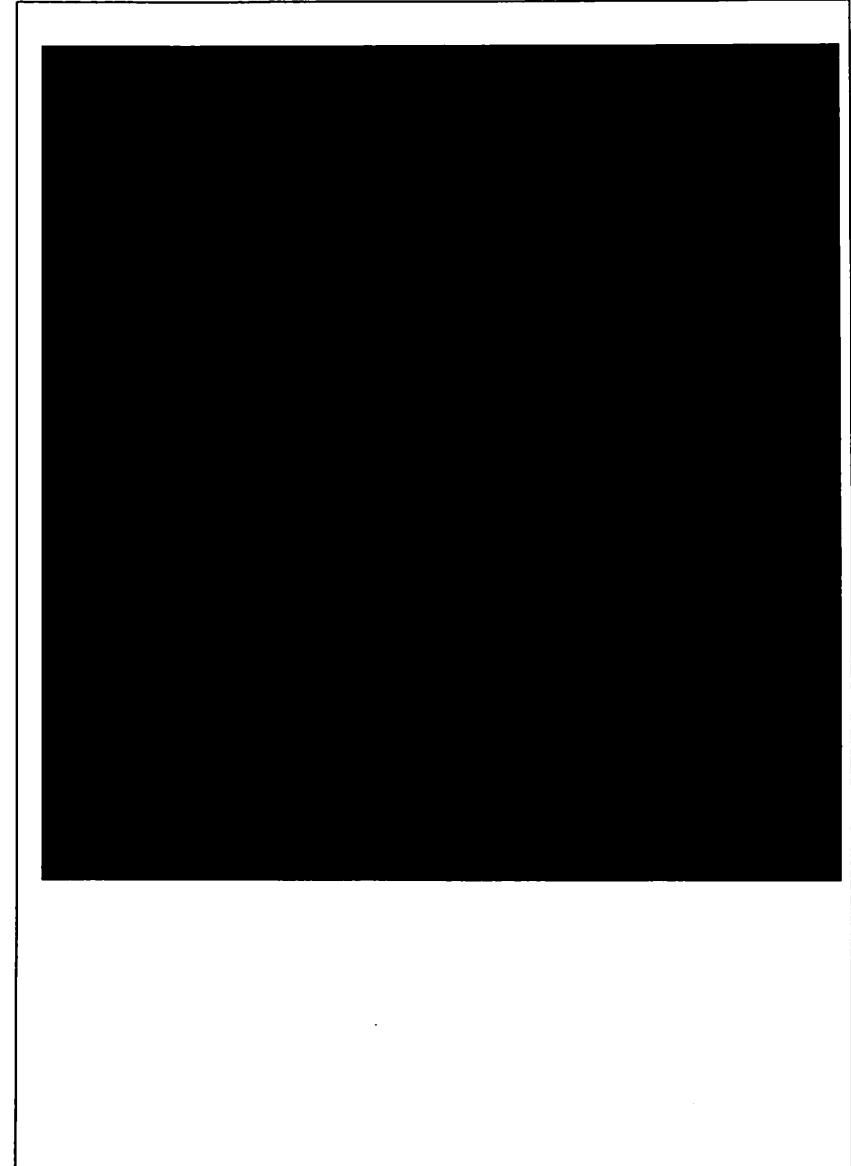
## 9 還付留保（解除）連絡せんの書き方



○ 還付申告書チェック表（外国人用）（表面）



○ 還付申告書チェック表（外国人用）（裏面）



## ○ 医療費控除の明細書に関するお知らせ

様	一連番号	
	令和〇年〇月〇日	
	税務署長 税務署長の 氏名の記載 及び署印 の押印は省 略しています	
医療費控除の明細書に関するお知らせ		
<p>税務行政につきましては、日頃からご協力いただきありがとうございます。</p> <p>さて、過日ご提出いただいた令和〇年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書について、「医療費控除の明細書」が添付されていませんでした。</p> <p>医療費控除を適用する場合は医療費の領収書の提出に代えて、「医療費控除の明細書」の添付が必要となりますので、次回以降、医療費控除を適用する際は、同封のリーフレットをご確認の上、「医療費控除の明細書」を添付していただきますようお願いします。</p> <p>なお、ご不明な点などがございましたら、下記の担当者までお問い合わせください。</p>		
連絡先	担当者	個人課税第〇部門 ●● ●●● 電話 ●●●●-●●●● (内線●●)
<small>※ 担当者にご連絡いただく際は、税務署の電話番号におかけいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。</small>		
<small>この文書による行政指導の責任者は、表記の税務署長です。</small>		

○ 医療費明細書に関するリーフレット（表面）

# 医療費控除は

領収書では医療費控除は受けられません！

## “医療費控除の明細書”の添付が必要です

### 改正の ポイント

平成29年分の確定申告から、領収書の提出の代わりに

### “医療費控除の明細書”の添付

が必要となりました。

※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。

(税務署から求められたときは、提示又は提出しなければなりません。)

※医療保険者等から交付を受けた医療費通知を添付すると、明細の記入を省略できます。

(医療費通知とは、健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」などです。)

(注) 医療費通知を添付する場合、保険者番号及び被保険者等記号・番号部分にマスキング処理(番号等が復元できない程度に黒マジックなどで隠すこと)をお願いします。

### 医療費控除の明細書（裏面）の記載例

国税太郎さんの例（生計が同じ妻：花子さん）

国税太郎さんが受けた医療  
2/18 ■■■病院 診察 6,000円 ①

5/28 ■■■病院 診察 3,400円 ④  
▲▲薬局 薬品 700円 ②

国税花子さんが受けた医療  
9/13 ○○診療所 診療 3,300円 ①  
医薬品 1,100円 ③

- ・ 医療を受けた人
- ・ 病院、薬局
- ごとに医療費を合計して記載します。

年分 医療費控除の明細書（内訳表）

この年次明細書は、セミフォーマット（A4判）用紙で印刷されます。

1 医療費控除に記された年月  
医療費控除に記された年月は、原則として毎年1月～12月とします。  
医療費控除に記された年月は、原則として毎年1月～12月とします。  
医療費控除に記された年月は、原則として毎年1月～12月とします。

2 医療費（上記1以外）の明細

① 医療を受けた方の 名前	② 病院・薬局などの 支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 払った医療費 の額
① 国税 太郎	■■■病院	診療・外来・通院料等 診療・外来・通院料等 診療・外来・通院料等	9,400円
② 同上	▲▲薬局	診療・外来・通院料等 診療・外来・通院料等 診療・外来・通院料等	700円
③ 国税 花子	○○診療所	診療・外来・通院料等 診療・外来・通院料等 診療・外来・通院料等	4,400円

医療費控除の申告は

確定申告書等作成コーナーで！

「医療費控除の明細書」も作成できます。 <https://www.keisan.nta.go.jp>

確定申告

税務署

#### ○ 医療費明細書に関するリーフレット（裏面）

## ○ 令和5年居住分 住宅借入金等特別控除チェック表【新築・取得】(表面)

### ○ 令和5年居住分 住宅借入金等特別控除チェック表【新築・取得】(裏面)

4 中古住宅		適用条件	特注すべき内容	備考
建設後使用されたことのある家屋であること (注) 買取専用住宅を除く				□
以下のいずれかの条件を満たすこと				□
A 登記第794号 1月1日以後に登記されたものであること				□
B 地震に対する安全性上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合するが購入の日から2年内に達成されること				□
C 以下に該当する者による購入の場合は、その実質の売買の日までに制限改修を行うことにして申請され、販売の前に供した日までにその旨に改修はいたる旨が登記簿に記載されていること				□
D 家屋の体積積 (登記事項証明書に表示されているもの) が50m <sup>3</sup> 以上であること				□
E 年々の自己負担賃貸料、2,000万円以下であること (税込・年収・分譲賃貸の範囲を除く。税込賃料、税込賃料等の算定)				□
5 「認定住宅等」としての控除を受ける場合の適用要件等		適用条件	特注すべき内容	備考
所轄又は訪問した警察署、以下のいずれかの条件を満たすこと				□
認定住宅等登録及び販売登録				□
「長期住宅等の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期住宅等				□
「都市の総合開発の促進に関する法律」に規定する地政系認定物				□
「都市の総合開発の促進に関する法律」に規定する地政系認定登録される認定物				□
Z 種別登録住宅等				□
新エネルギー消費性能向上住宅(エネルギーの使用の合理化に優しく販する住宅(認定等級2以上及び一次エネルギー消費量等級6以上の住宅))				□
S 種別登録適合住宅				□
エネルギー消費性能向上住宅(エネルギーの使用の合理化に優しく販する住宅(認定等級4以上及び一次エネルギー消費量等級4以上の住宅))				□
「認定長期住宅等」又は「認定住宅等である中古住宅としての特徴の適用を受ける場合には、それぞれ「3 認定長期住宅のA又はB」「4 中古住宅のA又はB」の条件を満たすこと(それぞれのうち最も低い方に該当する場合は、該当する条件の適用を受けること)				
6 戰地の取扱		適用条件	特注すべき内容	備考
以下のいずれかに該当すること				□
① 住居との家の差額金額 - 既に支払っている上				□
② 本店の開設の日から2年以内にその事業の販売も開始した場合で、				□
A 合規性 墓地公団共同墓地からの借入会員について、新規家庭を登録とする私道当りが設けられていること				□
B 公団墓地直営又は新規所有者の使用権からの借入会員について、新規家庭を登録するための公団の登録が既に完了していること(登録の上に裏面を一定範囲に残すことが条件とされており、その裏面の新規及び敷地の登録が、条件の条件によって行われたこと)、かつ当該登録により登録されていること				□
C 新規の開設の日から、3ヶ月以内の建設条件でその裏面の新規を登録していること				□
D 新規の開設の日から、一定期間以内に登録してその裏面の新規も登録していること				□
E 新規の公団墓地の工事の認可、新規の所有人住宅金社営理賃構造から承認入りまで、その裏面の新規を登録していること				□

○ 令和5年居住分 住宅借入金等特別控除チェック表【増改築】

増改

令和5年居住分 住宅借入金等特別控除チェック表  
【増改築等】

整理番号       
氏名 \_\_\_\_\_  
(共有者： )

選用条件	確認すべき内容	確認結果
当該年度をした日から6ヶ月以内に入居しており、本年の12月31日（化粧した場合は、その日）まで引き続き居住の用にしていること		<input type="checkbox"/>
自己が所有し、自己的居住用に供する家庭について行う増改築等であること		<input type="checkbox"/>
家賃は付した者の家賃の1単位の2分の1以上の部分が自ら自己の居住の用に供するものであること		<input type="checkbox"/>
高層の住戸（登記申請権利面に表示されているもの）が50m以上であること		<input type="checkbox"/>
本年のか月の平均賃料が、2,000万円以下であること（道県・山林・（分譲地主の持続性判断前、供給地主、被施設利用者等））		<input type="checkbox"/>
所有者等の賃料（その他の費用の費用に算入後）の支付を受ける場合のその額を打減した額）が100万円を超えており、その2分の1以上の部分が自らの居住用部分の工事費用であること		<input type="checkbox"/>
10年以上の耐用年数を有する住宅ローンによって増改築等をしていること		<input type="checkbox"/>
使用料又は事業主体からの住宅借入金の利息が無料料又は或金利（0.02%）でないこと		<input type="checkbox"/>
住宅借入料は別途算出及び賃料所定額の超過の特例等の適用適用の場合は		<input type="checkbox"/>
住宅の借入料が別途算出及び賃料所定額の超過を受けた場合は借入料の非課税扱いの適用適用の場合は		<input type="checkbox"/>
以降のいずれかの増改築等に該当すること		<input type="checkbox"/>
1:既存、既設、既設駐車場に接する大規模な壁面又は大面積の外壁仕上げの工事		
2:マンションなどの区分所有建物のうち、その人が区分所有する部分のみ、自己又は他の過半について行う増改築等の工事		
3:窓（マンションなどの区分所有建物については、その人が区分所有する部分に限る）のうち既窓、内窓や、浴室、便所、洗面所、厨房、玄関、廊下の一窗の床又は壁の全部について行う増改築等の工事		
4:住居移転法施行令の規格・規格仕様等に対する規定又は地方法規に対する完全に係る標準に適合させるための一定の整備・改修工事		
5:一定のバリアフリー改修工事		
6:一定の省エネ改修工事		

○ 令和5年居住分 住宅特定改修特別税額控除等のチェック表（表面）

**令和5年居住分 住宅特定改修特別税額控除等のチェック表**  
【住宅特定改修特別税額控除・住宅耐震改修特別控除・認定住宅等新築等特別税額控除】

適用条件	検査すべき内容	確認用印
条件1 申請された日から6ヶ月以内に入居していること 条件2 年分の合計所得金額が3,000万円以下であること ※※※山林+（分譲建築の付帯建物、販売用賃貸、社員宿泊施設等） 自己が所有し、自己の居住の用に供する家庭について行う改修工事等であること 会員工事等とした後の家庭の収益額（会員事務所が明確に表示されているもの）が50m以上であること		<input type="checkbox"/>
条件3 申請された後の家庭の収益額の2分の1以上が、就住の用に供する部分に係る費用であること 会員工事等に当たる費用の収益額の2分の1以上が、就住の用に供する部分に係る費用であること		<input type="checkbox"/>
<b>2 [特定改修]高齢者等居住改修工事等（パリアフリー改修工事等）</b>		
適用条件	検査すべき内容	確認用印
高齢者等居住改修工事等を行なう者が、次のいずれかに該当する特定個人であること 1 60歳以上である者 2 分譲賃貸に規定する賃料額又は支払額の認定を受けている者 3 所有税上の認定者である者 4 高齢者（65歳以上）である既往と同様を希望している者		<input type="checkbox"/>
5 下のいずれかに該当する既往の高齢者居住改修工事等であること 1 介助用の車椅子で自宅に移動するため通路又は出入口の幅を認定する工事 2 階段の扶手（既存の扶手の換りを行なうもの限り）又は改めて階段の安全を確保する工事 3 階段を改良する一定の工事 4 個所を改良する一定の工事 5 住所、就住、既往その他の既往及び当該並びにこれらを結ぶ経路に手すりを設け付ける工事 6 他外、浴槽、既往その他の既往及び当該並びにこれらを結ぶ経路の既往を解消する工事 7 出入口の戸を改良する一定の工事 8 住所、就住、既往その他の既往及び当該並びにこれらを結ぶ経路の既往を解消するものに助成措置すること 既往若者居住改修工事等に係る標準的な費用額（その工事等の費用に係る補助金等の交付を受けた場合はその額）が50万円を超えるものであること		<input type="checkbox"/>
<b>3 [特定改修]一般断熱改修工事等（省エネ改修工事）</b>		
適用条件	検査すべき内容	確認用印
以下のいずれかに該当する一般断熱改修工事等であること 1 既往の断熱性を一定程度以上高める工事 2 1つの工事と併せて行なう別の断熱性を一定程度以上高める工事 3 1つの工事と併せて行なう別の断熱性を一定程度以上高める工事 4 1つの工事と併せて行なう別の断熱性を一定程度以上高める工事 一般断熱改修工事等に係る標準的な費用額（その工事等の費用に係る補助金等の交付を受けた場合はその額）が50万円を超えるものであること		<input type="checkbox"/>

○ 令和5年居住分 住宅特定改修特別税額控除等のチェック表（裏面）

**4 [特定改修]多世帯四面改修工事等**

適用条件	検査すべき内容	確認用印
以下のいずれかに該当する多世帯四面改修工事等であること		<input type="checkbox"/>
①外壁を改修する工事		<input type="checkbox"/>
②浴室を改修する工事		<input type="checkbox"/>
③便所を改修する工事		<input type="checkbox"/>
④玄関を改修する工事		<input type="checkbox"/>
多世帯四面改修の実現に係る標準的な費用額（その工事等の費用に係る補助金等の交付を受けた場合はその額）が50万円を超えるものであること		<input type="checkbox"/>

**5 [特定改修]耐久性向上改修工事等**

適用条件	検査すべき内容	確認用印
既往の歴史、構造及び耐震性を防護するための一定の改修工事（住宅耐震改修一般的改修工事等と併せて行なうもの又は別途）を行っていること		<input type="checkbox"/>
耐久性向上改修工事等に係る標準的な費用額（その工事等の費用に係る補助金等の交付を受けた場合はその額）が50万円を超えるものであること		<input type="checkbox"/>

**6 住宅耐震改修特別控除**

適用条件	検査すべき内容	確認用印
昭和56年5月31日（建築基準法の改正により現行の建築基準が適用される日）以前に建築された自己の居住の用に供する家庭についての検査であること		<input type="checkbox"/>
耐震改修した家庭が、現行の建築基準に適合するものであること		<input type="checkbox"/>
住宅耐震改修について日本41の19の3.2に規定される既往（その他の工事等に係る既往）の適用を行なった場合には、既往改修した家庭が自己の所有する家庭であり、かつ本年分の合計所持金額が3,000万円以下であること（既往・山林+（分譲建築の特別改修料金、田舎通勤料、相続税特別料金等）算定）		<input type="checkbox"/>

**7 認定住宅等新築等特別税額控除**

適用条件	検査すべき内容	確認用印
既往又は建設後使用されたことのない家庭の検査であること		<input type="checkbox"/>
既往の初年度をした日から6ヶ月以内に入居していること		<input type="checkbox"/>
本年分の合計所持金額が3,000万円以下であること 既往・山林+（分譲建築の特別改修料金、田舎通勤料、相続税特別料金等）算定）		<input type="checkbox"/>
家庭の収益額（会員事務所が明確に表示されているもの）が50m以上であること		<input type="checkbox"/>
住宅借入金額特別算定及び居住用財産の課税所の課税の特例等の費用の算定		<input type="checkbox"/>
収益額2分の1以上の5分が当該自己の居住の用に供するものであること		<input type="checkbox"/>
既往又は既往した家庭が、以下のいずれかの住宅に該当すること		<input type="checkbox"/>
「長期既往住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定既往既往住宅		<input type="checkbox"/>
「都市の低炭素化の促進に関する法律」に規定する低炭素建築物又は低炭素建築物となる特定建築物		<input type="checkbox"/>
特定エネルギー消費性向上住宅（エネルギーの使用の合理化に適してある住宅（既往等既往既往5年以上及び一次エネルギー効率等6以上の住宅））（ZEH水準省エネ住宅）		<input type="checkbox"/>

令和5年1月以後に  
非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける方へ

令和4年10月  
国 税 庁

令和5年1月1日以後に支払を受けるべき給与等の源泉徴収や年末調整に当たって、給与等の支払を受ける居住者の方（あなた）が、非居住者である親族について、扶養控除等（扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除）の適用を受ける場合には、次のとおり、その親族に係る「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」を、給与等の支払者に提出し、又は提示する必要があります。

《扶養控除に係る確認書類》

非居住者である親族の年齢等の区分	扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
16歳以上30歳未満又は70歳以上	「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上 70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」
	② 障害者	「親族関係書類」
	③ あなたからその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている者	「親族関係書類」
	(上記①～③以外の者)	(扶養控除の対象外)

《配偶者控除、配偶者特別控除又は障害者控除に係る確認書類》

適用を受けようとする控除	扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整時に必要な書類
配偶者控除、配偶者特別控除	「親族関係書類」 ※ 源泉控除対象配偶者に該当する場合のみ控除可	「親族関係書類」及び「送金関係書類」 <sup>(注)</sup>
障害者控除	「親族関係書類」	「送金関係書類」

(注) 年末調整の際、配偶者控除等申告書の提出時に、これらの確認書類を提出又は提示する必要があります。なお、扶養控除等申告書を提出する際に、非居住者である配偶者について、「親族関係書類」を給与等の支払者に提出又は提示した場合には、配偶者控除等申告書の提出の際に、「親族関係書類」を給与等の支払者に提出又は提示する必要はありません。

また、確定申告において、非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合、「親族関係書類」、「留学ビザ等書類」、「送金関係書類」又は「38万円送金書類」を確定申告書に添付し、又は

確定申告書の提出の際に提示する必要があります。ただし、給与等の支払者に既に提出し、又は提示したことにより年末調整において扶養控除等の適用を受けている場合のこれらの書類については、その必要はありません。

◎ 「親族関係書類」とは

「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類（日本語での翻訳文も必要です。）で、非居住者である親族があなたの親族であることを証するものをいいます。

- ① 戸籍の附名の写しなど日本国又は地方公共団体が発行した書類及び非居住者である親族の旅券（パスポート）の写し
- ② 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限ります。）

(注) 1 外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類は、例えば、戸籍謄本、出生証明書、婚姻証明書などの書類が該当します。

2 1つの書類だけでは、非居住者である親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の全てが記載されていない場合や、非居住者である親族があなたの親族であることを証明することができない場合は、複数の書類を組み合わせることにより証明する必要があります。

3 親族関係書類は、国外居住親族の旅券の写しを除き、原本の提出又は提示が必要です。

4 16歳未満の非居住者である親族（扶養控除の対象とならない扶養親族）であっても障害者控除を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要です。

5 扶養控除の対象となる親族は、6親等内の血族、配偶者又は3親等内の姻族になります。

◎ 「留学ビザ等書類」とは

「留学ビザ等書類」とは、外国政府又は外国の地方公共団体が発行した次の①又は②の書類（日本語での翻訳文も必要です。）で、その非居住者である親族が外国における留学の在留資格に相当する資格をもってその外国に在留することにより国内に住所及び居所を有しなくなった旨を証するものをいいます。

- ① 外国における査証（ビザ）に類する書類の写し

- ② 外国における在留カードに相当する書類の写し

◎ 「送金関係書類」とは

「送金関係書類」とは、次の書類（日本語での翻訳文も必要です。）で、あなたがその年において非居住者である親族それぞれの生活費又は教育費に充てるための支払を行ったことを明らかにするものをいいます。

① 金融機関が発行した書類又はその写しで、その金融機関が行う為替取引によりあなたから非居住者である親族に支払をしたことを見らかにする書類

② いわゆるクレジットカード発行会社が発行した書類又はその写しで、非居住者である親族がそのクレジットカード発行会社が交付したカードを利用して商品の購入や役務提供を受けたことに対する支払したことにより、その代金に相当する額の金銭をあなたから受領し、又は受領することとなることを明らかにする書類

(注) 1 送金関係書類には、例えば、次のような書類が該当します。

なお、知り合いの方に依頼して生活費等を現金で非居住者である親族に渡している場合などは、送金関係書類がないことになり、扶養控除等の適用を受けることができませんのでご注意ください。

① 外国送金依頼書の控え

※ その年において送金をした外国送金依頼書の控えである必要があります。

② クレジットカードの利用明細書

- \*1 クレジットカードの利用明細書とは、あなたがクレジットカード発行会社と契約を締結し、非居住者である親族が使用するために発行されたクレジットカードで、その利用代金をあなたが支払うこととしているもの（いわゆる旅費カード）に係る利用明細書をいいます。この場合、その利用明細書は家族カードの名義人となっている非居住者である親族に係る送金関係書類として取り扱います。
- 2 クレジットカードの利用明細書は、クレジットカードの利用日の属する年分の送金関係書類となります。
- 2 複数人の非居住者である親族について扶養控除等の適用を受ける場合は、その親族ごとに送金等を行うことが必要となります。
- したがって、例えば、配偶者と子が非居住者である親族に当たる場合で、配偶者に一括して生活費を送金しているときは、その送金関係書類は配偶者による送金関係書類には該当しますが、子による送金関係書類には該当しないことになります。
- 3 送金関係書類については、扶養控除等の適用を受ける年に送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。
- ただし、同一の非居住者である親族への送金等が年3回以上となる場合には、一定の事項を記載した明細書の提出とその非居住者である親族へのその年最初と最後に送金等した際の送金関係書類の提出又は提示をすることにより、それ以外の送金関係書類の提出又は提示を省略することができます。
- なお、この場合は提出又は提示を省略した送金関係書類をあなたが保管する必要があります。
- 4 16歳未満の非居住者である親族（扶養控除の対象となるない扶養親族）であっても障害者控除を受ける場合には、親族関係書類及び送金関係書類の提出又は提示が必要です。

#### ◎ 「38万円送金書類」とは

「38万円送金書類」とは、「送金関係書類」のうち、あなたから非居住者である親族各人へのその年における支払の金額の合計額が38万円以上であることを明らかにする書類をいいます。

(注) 38万円送金書類については、扶養控除の適用を受ける年に送金等を行った全ての書類を提出又は提示する必要があります。

ただし、同一の非居住者である親族への送金等が年3回以上となる場合には、一定の事項を記載した明細書の提出とその非居住者である親族へのその年最初と最後に送金等した際の書類の提出又は提示をすることにより、それ以外の書類の提出又は提示を省略することができます。

なお、上記の「その年最初と最後に送金等した際の書類」に係る送金等の額の合計額が38万円未満であるときは、この「その年最初と最後に送金等した際の書類」に加えて、その非居住者である親族へのその年の送金等の額の合計額が38万円以上であることが明らかとなる分の書類の提出又は提示をする必要があります（例えば、「その年最初と最後に送金等した際の書類」に係る送金等の額の合計額が30万円である場合、これらの書類に加えて、送金等の額が8万円（38万円～30万円）以上の書類の提出又は提示をする必要があります。）。また、提出又は提示を省略した38万円送金書類については、あなたが保管する必要があります。

\* 詳しくは、国税庁ホームページに掲載している「令和5年1月からの国外居住親族に係る扶養控除等Q&A（源泉所得税額控除）」をご覧ください。

\* このパンフレットは、令和4年9月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成しています。